明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令・省令〕
○矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則（内閣官房・法務一）　一

〔規　則〕
○公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則（公正取引委八）　二

〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁七六）
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務四）
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三八三）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（政治資金適正化委六四）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務五四二）
○日本国に帰化を許可する件（同五四三）
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産二四三六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二四三七～二四四三）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通一〇八三）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇八四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇八五）
○直轄砂防工事を施行する件（同一〇八六）
○地すべり防止区域を指定する件（同一〇八七）
○道路に関する件（関東地方整備局三七一）　三

〔国会事項〕　四

〔人事異動〕
財務省　五

〔叙位・叙勲〕　六

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示三、島根同三、岡山同三、香川同二）　六

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　七
特殊法人等
法務省共済組合定款の一部変更、企業年金基金変更関係　七
会社その他　六

内閣官房令・省令

○内閣官房・法務省令第一号

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第四条第一項の規定に基づき、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　岩城　光英

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則

（法第四条第一項に規定する内閣官房令・法務省令で定める施設）

第一条　矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する内閣官房令・法務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医を選任すべき事業場

二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

三　警察及び海上保安庁が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を行う施設

四　監察医として死体の検案又は解剖を行う施設

五　精神保健指定医として職務を行う施設

六　その他法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める施設

（部外診療の承認）

第二条　法務大臣は、法第四条第一項の規定により部外診療の承認の申請を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、当該部外診療を行うことを承認することができる。